

青森大学動物実験規程

第1章 総則

(趣旨および基本原則)

第1条 この規定は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号、以下「文科省基本指針」という）に基づき、青森大学薬学部において動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等の実施にあたっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学術会議策定）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規定を遵守し、動物実験の原則である次の各合に掲げる事項（3R）に基づき、適正に行わなければならない。

- 1) 代替法の利用（Replacement） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できるかぎり動物を供する方法に代わり得るものを利用する。
- 2) 使用数の削減（Reduction） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、出来る限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮する。
- 3) 苦痛の軽減（Refinement） 科学上の利用に必要な限度において、出来る限り動物に苦痛を与えない方法によらなければならない。

(定義)

第2条 この規定において掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 動物実験等 本条第2号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- 2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、魚類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するための輸送中のものを含む）をいう。
- 3) 動物センター 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管および動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 5) 動物実験実施者 動物実験等を実施するものをいう。
- 6) 動物実験実施責任者 動物実験を立案し、その実施に関する業務を統括するものをいう。
- 7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 8) 飼養保管施設管理者 学長の命を受け、実験動物および施設等を管理するとともに、動物実験等の円滑な実施ならびに法令遵守について総括的な責任を負うもの（薬学部長）をいう。
- 9) 実験動物管理者 飼養保管管理者を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。

1 0) 管理者等 学長、飼養保管施設管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、動物実験委員会委員長をいう。

1 1) 指針等 動物実験等に関して各行政機関の定める基本方針およびガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規定は本学薬学部において実施される哺乳類、鳥類、魚類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、動物実験に関して各行政機関の定める基本方針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 動物実験委員会

(委員会の設置)

第4条 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物センターの使用承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行わせるため、青森大学動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告し、意見を具申し、または助言する。

- 1) 動物実験計画の指針等及び本規定に対する適合性に関すること。
- 2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関し、指導助言すること。
- 3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関し、指導助言すること。
- 4) 動物実験および実験動物の適正な取扱並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- 5) 自己点検・評価に関すること。
- 6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

- 1) 動物実験等に関してすぐれた識見を有する本学教員6名とする。
- 2) 上記委員は、薬学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、薬学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員を持って充てる。
- 4 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(持ち回り委員会による動物実験計画書等の審査)

第10条 動物実験計画書の審査等に当たっては、研究の遅延防止のために学内LANを利用した持ち回り委員会を行うことができる。

- 2 学内LANを利用した持ち回り委員会の場合は、委員の3分の2以上の回答により成立するものとする。
- 3 前項の議事は、回答委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自らが動物実験実施責任者となる動物実験の審査に加わってはならない。
- 5 委員は、動物実験計画に関して知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、動物実験委員長が処理し、承認された動物実験計画書の保管を行うとともに、委員会の開催に関する議事録等の作成を委員に委嘱する。

第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第12条 動物実験実施責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書(様式

- 1)」により学長に申請しなければならない。
- 1) 研究の目的、意義、必要性を明確にすること。
- 2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- 3) 実験動物の使用削減のため、目的に適した動物種の選定、実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること。
- 4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験その他の苦痛度の高い動物実験を行う場合は、人道的エンドポイントの設定を検討すること。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。
- 3 委員会は、前項の過程において、必要に応じ、動物実験実施責任者に対し、助言を与え、又は実験計画書を修正させる等、動物実験計画書の承認にあたっては必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 学長は、委員会の審査を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、遅くとも1カ月以内に動物実験実施責任者に通知する。
- 5 動物実験実施責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 6 学長は、第4項の規定により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することが出来る。

(動物実験計画書の更新及び変更)

第13条 一度承認を受けた実験計画の有効期間は、承認日から2年間とする。

- 2 有効期間満了後に更新又は新規の動物実験計画書を申請する条件として、動物実験計画書に記載されている動物実験実施者が、委員会が開催する教育訓練を過去2年間に少なくとも1度は受けていなければならない。
- 3 前項の規定は、動物実験計画書の変更について準用する。
- 4 有効期間内に動物実験実施者、実験動物種及び使用数を変更する場合は「動物実験計画変更承認申請」を行うものとする。

(動物実験計画の終了又は中止報告)

第14条 動物実験実施責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験終了報告書」により動物実験責任者経由で学長に報告しなければならない。

(実験操作)

- 第15条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - 2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
 - 3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組み換え動物等を用いる実験)については、関係法令等および本学における関連する規定等に従うこと。
 - 4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- 5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技などの習得に努めること。
- 2 動物実験実施責任者は、毎年4月30日までに、「動物実験実施（結果）報告書」により、前年度の使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、動物実験責任者経由で学長に報告しなければならない。

第4章 施設等

（飼養保管施設の要件）

第16条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことが出来る構造等であること。
- 2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- 3) 床、内壁等の清掃、消毒が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（実験室の設置）

第17条 動物実験等は、動物センター内実験室で実験を行うことを原則とするが、実験内容によっては、学長の許可により学生実習室ならびに各研究室で実施することができるが、以下の各号に留意する。

- 1) 実験動物の逸走防止。
- 2) 排泄物や血液等による汚染の防止。
- 3) 常に清潔な状況を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響の防止。
- 4) 動物センター内実験室で実験を行わない場合は、実験室設置申請書を提出し許可を得なければならない。

（施設等の維持管理および改善）

第18条 飼養保管施設管理者は、施設管理者を兼任し、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアルの作成と周知）

第19条 実験動物管理者は、飼養および保管のマニュアルを定め、動物実験実施者および飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第21条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の導入にあたっては、関連法令及び指針等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の導入にあたっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るために必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者および動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に給餌・給水を行わなければならない。

(記録の保管及び報告)

第23条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保管しなければならない。

2 飼養保管施設責任者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、「飼養保管状況報告」を学長に提出しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第24条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先へ提供しなければならない。

(輸送)

第25条 管理者等は、実験動物の輸送にあたっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保ならびに人への危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

第26条 安全管理上特に注意を要する実験については、以下の各号のように取り扱う。

1) 病原体を取り扱う動物実験は、原則として行わない。

2) 動物センターを利用する動物実験実施者は、外部からの病原性微生物の侵入に注意を払い、人や他の飼養動物への感染防止に努めなければならない。

- 3) 物理的又は化学的に有害な物質等を扱う動物実験に於いては、実施者は動物実験委員会と協力し、人の安全の確保、飼養環境の汚染による他の使用動物への影響の防止および施設周辺への汚染防止に努めなければならない。
- 4) 遺伝子改変（トランスジェニック、ノックアウト等）動物を取り扱う動物実験（青森大学組換え DNA 実験安全委員会への届出が必要）においては、施設に当該動物の習性に応じた適切な逸走防止対策等の安全対策を講じなければならない。
- 5) 発癌性及び変異原性実験等においては、定められた付帯設備等を備えた上で、関係規則等に従って行わなければならない。

（緊急時の対応）

- 第 27 条 管理者等は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者等は緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第 7 章 教育訓練

（教育訓練）

- 第 28 条 動物実験実施者は、次の各号に定める所定の教育訓練を受けなければならない。
- 1) 関連法令、指針等及び本学の定める規定等
 - 2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - 3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - 4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - 5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 実験動物委員会委員長は、動物実験実施者に対して前項に定める教育を行わなければならない。

第 8 章 自己点検・評価及び検証

（自己点検・評価及び検証）

- 第 29 条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため定期的に、文科省基本指針に対する適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。
- 2 前項の自己点検・評価は動物実験委員会が行い、速やかにその結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、動物実験責任者、動物実験実施者等に対し、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
 - 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外者による検証を受けるよう努めなければならない。

第9章 情報公開

(情報の公開)

第30条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証結果等）については、毎年1回程度HP上で公表するものとする。

第10章 雑則

(補足)

第31条 この規定に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会の審議に基づき、学長が別に定める。

2 この規定の変更等については、動物実験委員会が審議し、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。

2 青森大学動物実験指針（薬学部内規、平成16年5月）は、廃止する。

3 廃止前の青森大学動物実験指針に基づく動物実験等の承認は、この規定によりなされた承認とみなす。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。